

議会基本条例の検証結果(議会としての自己評価)

【評価】の見方				
		A:できている(これまで通り行う)	B:できている(ただし、改善が必要)	
		C:できていない(検討を要する)	D:できていない(条例改正が必要)	E:その他
条文	評価	取組状況・実績		今後の対策等
第1条	目的	評価対象としない。		
第2条	議会の活動原則	第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。		
第3条	議員の活動原則	第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。		
第4条	会派	E	議員24人が、1～7人で7つの会派を結成し、活動した。	会派の人数や権限について協議する。
第5条	説明責任及び市民意見の把握	A	定例会ごとに、議会報告会・意見交換会を開催した。 【開催数】8回(延べ16日) 【参加人数】370人 ※参考 30年6月に、報告会で頂いた意見の取り扱い方法を決めた。	
第6条	会議の公開及び傍聴の促進	B	会議の公開、事前周知、傍聴資料の用意など、条例どおりに実施している。 聴覚障がい者の傍聴に際して、手話通訳者を配置している。 ※参考 30年6月定例会より、ミニミニコンサートの開始時間を早め、定刻(10時)どおり会議を始めるようにした。	障がい者の傍聴環境の改善について検討していく。
第7条	請願及び陳情の取扱い	A	【審査件数】 28年度 請願 0件 陳情 44件 29年度 請願 0件 陳情 17件 【意見陳述】 28年度 0件 29年度 0件	提出者の意見陳述の意義を再確認した。
第8条	広報活動の充実	A	市議会だよりを年4回発行。1面に「町別紹介」を掲載し、親しみを持ってもらえるよう工夫した。 【ツイッター発信】 28年度 243回 29年度 195回	
第9条	市政運営の監視	E	会派間で見解が分かれ、評価できず。 29年度予算の審査から、「総括質疑」を導入した。 30年度予算で疑義のあった委託料について、集中的に審査した。 議決事項の追加について、議論を始めた。	予算・決算特別委員会のあり方について、引き続き検討する。議会運営全般についても、更なる改善、改革を進めていく。
第10条	政策等提案の説明要求	B	専決処分報告を本条の対象とした(人事・予算は除く)。 【対象外の議案】 28年度 27件 29年度 40件	議会が必要とする内容を精査し、記載例を示して、より有効で、わかりやすい資料の提供を求めていく。
第11条	質疑等の一問一答	C	【問い返し】 28年度 2件(本会議 1件・委員会 1件) 29年度 3件(本会議 1件・委員会 2件)	議員、答弁者ともルールを守り、議長、委員長は議事整理を徹底する。
第12条	文書質問	A	【実績】 28年度 1件 29年度 1件	
第13条	政策提案等	A	28年度に、「いじめで泣く子を出さないために」をテーマとした政策研究会が立ち上がり、政策提案に向けて活動を行った。 ※参考 30年6月に活動を終了し、翌7月に議会として市長に提言した。	政策研究会の取り決めの見直しを行う。
第14条	議員間討議	C	実績なし	積極的に行えるよう、委員会の運営方法について検討する。
第15条	専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用	E	実績なし	
第16条	議会事務局機能の強化	A	事務局職員が、議会運営に関する研修会への参加や、他自治体との交流を通じてスキルアップを図った。	事務局の機能を活用する際のルールを決める。
第17条	議会図書室	B	29年度に蔵書を整理し、新刊コーナーを新設した。 【図書購入数】 28年度 7冊 29年度 26冊 【貸出件数】 28年度 1冊 29年度 9冊	図書館、情報コーナーとの連携を検討していく。
第18条	見直し手続	B	28年度に半年かけて検証を行い、市民意見を聴いた上で、条例を一部改正した。	次回、2年後に検証を行った後は、4年に一度とする。検証シートの様式を含め、評価方法の見直しを行う。
第19条	委任	E	この間、必要性がなく実施していない。	